

平成18年6月15日

各 位

東京都渋谷区代々木二丁目23番1号  
株式会社 エイペックス  
代表取締役社長 水谷 智  
(コード番号：3324 名証セントレックス)  
問合せ先：取締役社長室長 堀 伸雄  
(TEL 03-5333-1671)

---

## 定款の一部変更に関するお知らせ

---

当社は、平成18年6月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年7月27日開催予定の第6期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)ならびに「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款変更を行うものであります。

- (1) 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第17条(取締役会の設置)、第30条(監査役及び監査役会の設置)、第41条(会計監査人の設置)を新設するものであります。
- (2) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第7条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 会社法施行規則ならびに会社計算規則にもとづき、株主総会において、より充実した情報の開示を行うことができるよう、第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (4) 議決権の代理行使について、株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため、第15条(議決権の代理行使)のとおり変更するものであります。
- (5) 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第28条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (6) 会社法第426条および同第427条の規定に従い、取締役および監査役ならびに会計監査人が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会決議により、取締役および監査役の責任を法令の範囲で免除できる旨、ならびに社外取締役、社外監査役ならびに会計監査人との間で責任限定契約を締結することができる規定を、それぞれ新設するものであります。なお、第29条の新設については、監査役全員の同意を得ております。
- (7) 補欠監査役の予選が、株主総会決議で行うことができるようになったため、当該規定を削除するものであります。

- (8) その他、定款上で引用する条文の会社法の相当条文への変更、旧商法上の用語の会社法で使用する用語への変更、一部表現の変更、字句の修正ならびに上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。
- (9) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）の規定に従い、端株制度に関する附則を設けるものであります。

## 2 . 定款変更の内容

別紙「定款変更の内容」のとおりであります。

## 3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 1 8 年 7 月 2 7 日
定款変更の効力発生日	平成 1 8 年 7 月 2 7 日

以上

定款変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第 2 条 1 . ~ 7 . (条文省略)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (条文省略)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、 141,400株とする。</p> <p>(自己株式の買受け) 第 6 条 当社は、取締役会の決議により、 自己の株式を<u>買受け</u>ることができる。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>(名義書換代理人) 第 7 条 当社は株式及び端株につき名義書 換代理人を置く。 2 名義書換代理人及びその事務取扱場 所は、取締役会の決議によって選定し、 これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含 む。以下同じ。)及び端株原簿、株券 喪失登録簿は、名義書換代理人の事務 取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換、 実質株主通知の受理、実質株主名簿の 作成、株券の交付、株券喪失登録及び 端株の買取り</u>その他株式及び端株に関 する事務は名義書代理人に取扱わせ、 当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 141,400株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市 場取引等により、自己の株式を<u>取得す る</u>ことができる。</p> <p>(株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行す <u>る。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第 8 条 当社は株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場 所は、取締役会の決議によって選定し、 これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含 む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及 び新株予約権原簿は、株主名簿管理人 の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿、 株券喪失登録簿及び新株予約権原簿へ の記載または記録、単元未満株式の買 取り・買増し、その他株式及び新株予 約権に関する事務</u>は株主名簿管理人に 取扱わせ、当社においては取扱わな い。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録の<u>手続及び端株の買取り</u>その他株式及び端株に関する請求、届出の手続及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その<u>決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 前項の場合のほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、<u>法令又は定款に定めるもののほか</u>、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、<u>毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、<u>取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>各営業年度の末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときは随時これを招集する。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、<u>法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は<u>毎年7月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2 株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>( 決議の方法 )</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>( 議決権の代理行使 )</p> <p>第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u>この場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に、代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>( 議事録 )</p> <p>第14条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、<u>議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>2 ( 条文省略 )</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>( 取締役の員数 )</p> <p>第15条 ( 条文省略 )</p> <p>( 取締役の選任方法 )</p> <p>第16条 当社の取締役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>2 ( 条文省略 )</p>	<p>( 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供 )</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>( 決議の方法 )</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>( 議決権の代理行使 )</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>( 議事録 )</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</u></p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>( 取締役会の設置 )</p> <p>第17条 <u>当社は取締役会を置く。</u></p> <p>( 取締役の員数 )</p> <p>第18条 ( 現行どおり )</p> <p>( 取締役の選任方法 )</p> <p>第19条 当社の取締役は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>2 ( 現行どおり )</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第17条 <u>取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の最終の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第18条 取締役会は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第19条 1～2(条文省略)</p> <p>(取締役会規程) 第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議方法) 第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録) 第22条 <u>取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役会はその決議により、取締役の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>3 <u>取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。</u></p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金) 第24条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第20条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会最終の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 (削除)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法) 第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録) 第25条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第26条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>3 <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 監査役の員数 ) 第25条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>( 監査役の選任方法 ) 第26条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>( 監査役会の招集 ) 第27条 1～2 ( 条文省略 )</p> <p>( 監査役会の決議方法 ) 第28条 ( 条文省略 )</p> <p>( 監査役会の議事録 ) 第29条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>2 ( 条文省略 )</p>	<p>( 取締役会の決議の省略 ) 第28条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>( 取締役の責任免除 ) 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>( 監査役及び監査役会の設置 ) 第30条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p>( 監査役の員数 ) 第31条 ( 現行どおり )</p> <p>( 監査役の選任方法 ) 第32条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>( 監査役会の招集 ) 第33条 ( 現行どおり )</p> <p>( 監査役会の決議方法 ) 第34条 ( 現行どおり )</p> <p>( 監査役会の議事録 ) 第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>2 ( 現行どおり )</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程) 第30条 (条文省略)</p> <p>(補欠監査役の選任) 第31条 <u>当社は法令又は本定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会において補欠監査役をあらかじめ選任することができる。</u></p> <p>2 <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第26条の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p>3 <u>前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第33条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金) 第34条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>( 新 設 )</p>	<p>(監査役会規程) 第36条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役の任期) 第37条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3 (削 除)</p> <p>(常勤の監査役) 第38条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役の報酬等) 第39条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第40条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 6 章 会計監査人</u></p> <p>( 会計監査人の設置 )  <u>第41条 当社は会計監査人を置く。</u></p> <p>( 会計監査人の選任 )  <u>第42条 会計監査人は、株主総会の決議によつて選任する。</u></p> <p>( 会計監査人の任期 )  <u>第43条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>( 会計監査人の報酬等 )  <u>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>( 会計監査人の責任免除 )  <u>第45条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第 6 章 計 算</u></p> <p>( 営業年度及び決算期 )  <u>第35条 当社の営業年度は、毎年5月 1 日から翌年4月30日までの 1 年とし、各営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>( 利益配当金 )  <u>第36条 当社の利益配当金は、決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。</u></p> <p>( 中間配当 )  <u>第37条 当社は取締役会の決議により、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条15の規定による金銭の分配（以下中間配当金）をすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第 7 章 計 算</u></p> <p>( 事業年度 )  <u>第46条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。</u></p> <p>( 期末配当金 )  <u>第47条 当社は、株主総会の決議によつて、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p> <p>( 中間配当金 )  <u>第48条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下中間配当金）をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(除斥期間)  <u>第38条</u> 利益配当金及び中間配当金が支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>	<p>(配当金の除斥期間)  <u>第49条</u> 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。  <u>2 未払の配当金には利息をつけない。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 当会社は、端株につき名義書換代理人を置く。  <u>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u>  <u>3 当会社の端株原簿の作成及び備置きその他の端株原簿に関する事務は、これを名義書換代理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> 当会社の端株に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第3条</u> 前2条及び本条は、当会社の端株が存在しなくなったときをもって削除する。</p>

以上